



令和8年10月21日

資料提供先：岡山県政記者クラブ、備前市役所記者クラブ

※報道解禁：取締終了時刻以降

特殊車両の適正な運行を!!

～一般国道2号で特殊車両の指導取締(令和8年度第2回)実施します～

岡山国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、岡山県備前警察署と協力し、特殊車両の指導取締を実施します。

適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、今年度2回目の指導取締を実施しますのでお知らせします。

○実施日時 令和8年10月22日(木) 13:00～15:00

(予備日時 令和8年10月28日(水) 13:00～15:00)

※雨天等により指導取締を中止又は予備日時に変更する場合があります。

○実施場所 一般国道2号(下り) 三石交通監視所
(備前市三石地内:別紙-1参照)

○協力機関 岡山県備前警察署

○指導取締内容 「特殊車両通行許可証」又は「回答書※」の有無

内容確認及び車両計測等を行い、違反が確認された場合は警告等の指導を行います。(指導取締実施状況については別紙-2を参照ください。)

※特殊車両通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書

○留意事項 指導取締中のカメラ取材は可能です。

報道解禁は、指導取締終了以降とさせていただきます。

現地では担当者の指示に従ってください。

取材にお越しになる際は、下記問い合わせ先(取締担当)まで事前連絡をお願いします。

※「特殊車両通行許可制度」については別紙-3、「特殊車両通行確認制度」については別紙-4をご参照ください。

【問い合わせ先】国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所



副所長(管理) 安部 正和(あべ まさかず)
(担当) 管理第一課長 福嶋 秀之(ふくしま ひでゆき)
TEL 086-214-2220(代表) 086-214-2472(管理第一課直通)



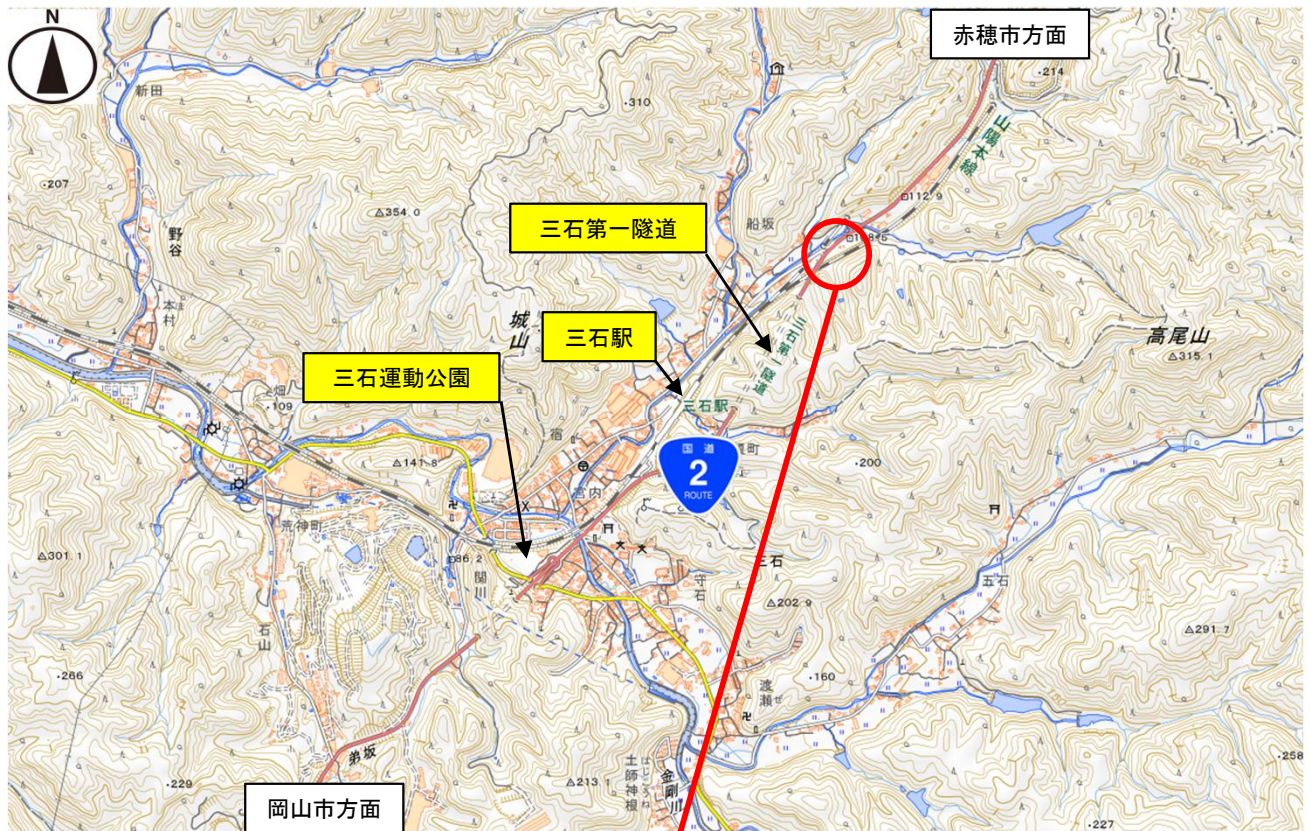
岡山国道事務所HP

※本報道発表資料は、岡山国道事務所ホームページ(<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/>)に掲載しています。

道路の異状を発見したら… 道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910

実施日時 令和8年10月22日(木) 13:00～15:00
 (予備日時 令和8年10月28日(水) 13:00～15:00)

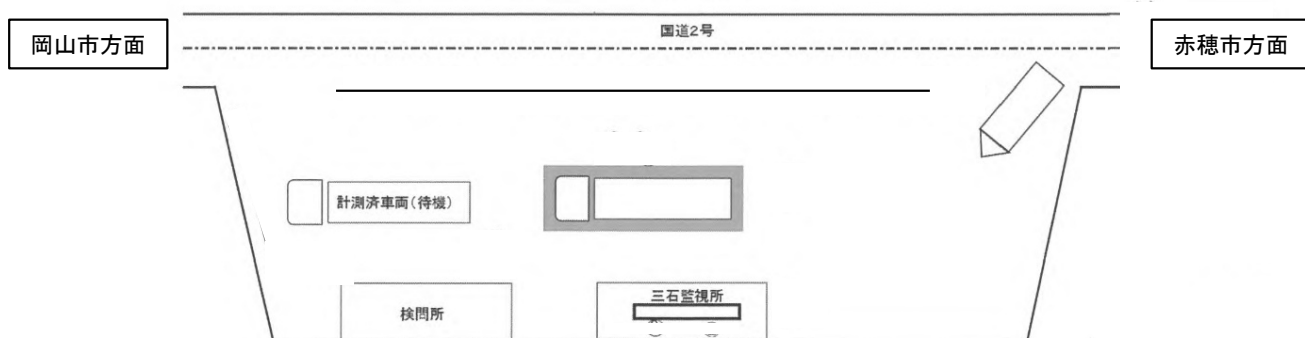
実施場所 一般国道2号(下り) 三石交通監視所 (備前市三石地内)



出典: 国土地理院「電子国土」を基に岡山国道事務所作成



一般国道2号 三石交通監視所 備前市三石地内



取締状況及び結果

●令和８年度の取締状況

今年度の取締結果は以下のとおりです。

	実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳		
				無許可	通行条件違反	許可証不携帯
第１回	一般国道２号	２台	１台	１台	０台	０台



運転手への状況説明



車両高計測



車両長計測

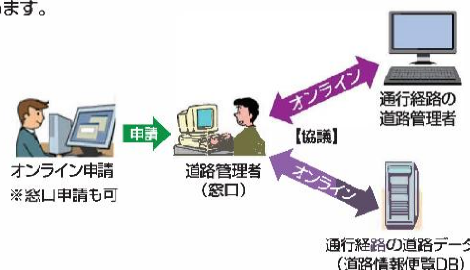


車両幅計測

※写真の車両は違反車両ではありません

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主・運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口で申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向う必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の違反走行に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



荷主の関与



違反走行

荷主警告
荷主名及び
事案の概要を
公表

詳しくは、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_1k4_000007.html) をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機 関 名	生 所	電 話 番 号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係サイト

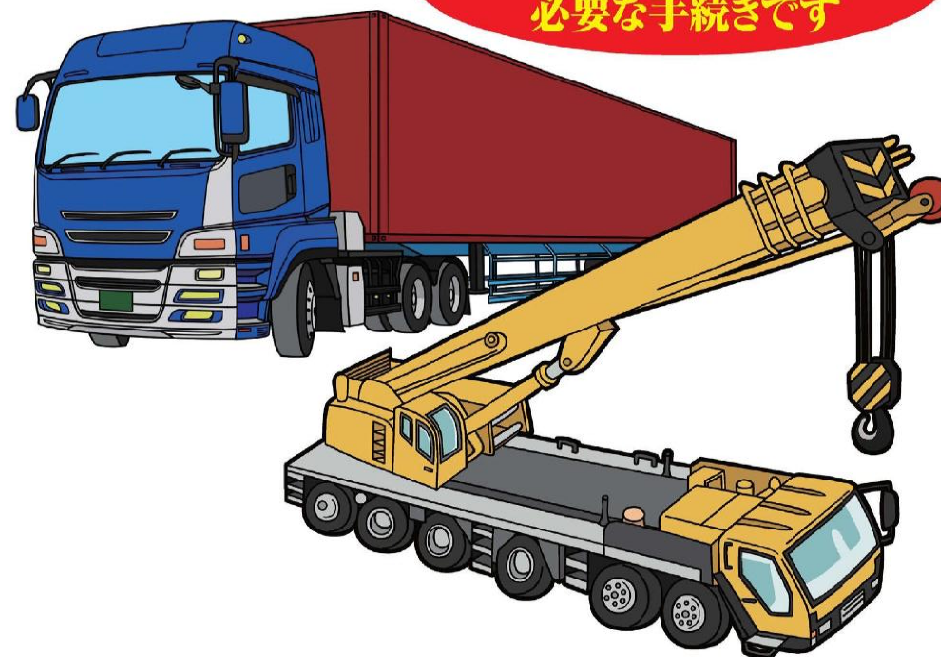
特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PP/index.html		全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000102.html	
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html		特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html	

荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには
許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (道路法・車両規格等)	(※)自動車保安上の基準 (道路運送車両法・保安基準)	(※)交通安全上の基準 (道路交通法・通行令)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m(※) (トレーラー等積載時はほとんどこれを越えます)	自動車単体で12m ※1車体1台での、トラックとトレーラーは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	規定なし ただし、積載物を牽引する場合は、牽引する車両の長さの1.0分の2を超過した長さ(牽引する車両の長さの1.0分の1を超過した長さ)を超過してはなりません。
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし、積載物は車幅の1.0分の2を超過した長さ(牽引する車両の長さの1.0分の1を超過した長さ)を超過してはなりません。
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+貨物)	積載状態で20t(※) (一部道路では最大25t)	原則20t ただし自動車単体の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車換算の積載量を超過してはならない(重量積載)
軸重	積載状態で最大7t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により例外があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両をきむ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等に配慮する重量によって異なります。



超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を蓄積させることになります。

超重量車両の通行が道路にこれだけの影響を及ぼします



誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するため誘導配置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

車種に 関する場合	車両が重く、または制動力が弱い橋梁等で車両を通行させる場合には、制動の同一区間内にて車両の安全を確保する必要があります。そのため当該車種上から他の車両を排除し、通行するために当該車両の後に誘導車を配置します。
寸法に 関する場合	車両の寸法が大きいため道路構造の空間寸法が厳しいため、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの制限で他の車両にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、通行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
[URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PF/pdf/yudo_gaidorain.pdf



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反状況によっては、通行中止の命令をすることがあります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

荷主、運送事業者のみならずにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

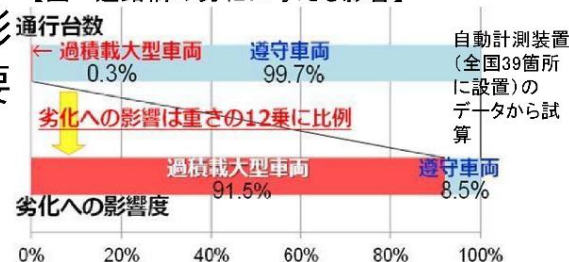
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

【図 道路橋の劣化に与える影響】



➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

- 車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

- 無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

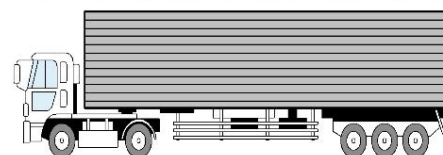
基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあつては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

- 道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等

車両登録

- ① 車両登録は新規登録・編集から始めます
- ② 車両情報(自動車登録番号、車両諸元など)を入力
- ③ ETC2.0車載器情報を入力(トレーラを除く)

車両登録手数料(1台あたり5,000円/5年間有効)の支払い
 ※トレーラの登録は無料です
 ※車両登録手数料が未払い状態でも、経路検索のお試しができます

経路確認

- ① 経路検索は新規作成・編集から始めます
- ② 登録車両から経路確認車両を選択、積載貨物情報の入力
- ③ 経路検索方法の選択(2地点双方向2経路検索/都道府県検索)
- ④ 起終点(経路検索方法により、経由地や走行都道府県)入力

通行可能経路を自動検索(※)

- ① 起終点と経由地を入力すると、通行可能経路を自動検索します
- ② 検索できない場合がありますが、起終点を変更して何度でも無料で再検索することができます

回答書発行

通行可能経路を確認して、オンラインで手数料をお支払い

2地点双方向2経路検索・・・確認1件あたり600円
 都道府県検索・・・確認1件あたり400円(1都道府県あたり)
 追加経路・・・追加1経路あたり100円/10km
 ※手数料支払い前は、何度でも経路検索のお試しが出来ます。

「回答書」(1年間有効)の発行(オンラインシステムからダウンロード)

確認した経路を走行開始

特殊車両通行確認制度に関するお問い合わせはこちらへ



TEL 0120-161-948(トウロクトクシャ)
 FAX 03-6280-8574
 E-MAIL hido-tks-info@tks.hido.or.jp

電話受付時間: 9:00~17:30(土日祝日を除く)

特殊車両通行確認制度

を始めませんか



特殊車両通行確認制度はここが違う!

早い



オンラインで即時完了
すぐ走れます!

簡単



初めての方でも大丈夫!

便利



何度でも無料で
経路検索可能!

特殊車両通行確認システムで、車両登録と経路検索を無料でお試し

ユーザIDの取得、オンラインシステムのご利用はこちらから

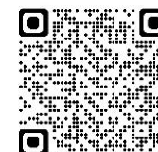


国土交通省



特車登録センター
 一般財団法人 道路新産業開発機構
 Highway Industry Development Organization

<https://www.tks.hido.or.jp/>



「特殊車両通行確認制度」(以下、確認制度)が選ばれる理由！

早い お客様を逃がしません。急な依頼でも大丈夫！



簡単 パソコンとインターネットだけで、誰でも簡単手続き！



便利 確認制度だけの便利機能で特車業務を効率化！



発行済み回答書への経路追加が可能です※1

発行済みの回答書へいつでも経路を追加※2することができるので、再申請の必要はありません。急な目的地や経由地の変更などにも対応できます。

車両登録から経路検索まで無料でお試しができます

条件を変えて何度でも経路検索ができるので、最適な通行経路の回答書入手することができます。

※1 経路追加は10kmあたり100円の手数料がかかります

※2 追加する経路は重要物流道路又は大型車誘導区間に接続している必要があります

モデルケース 例えばこんなケースで威力を発揮します



お得意先から急な依頼が来たけど、お届け先は初めての工場だ。今から許可申請したんじゃ間に合わないよ...



初めての操作で出来るかな？オレ、申請支援システムでは四苦八苦したからな...



それならオレでもなんとかできそう！お得意先の社長さんも大喜びだ!!

ねえ、特殊車両通行確認制度ならオンラインで経路検索して回答書が即時発行されるらしいわよ！

申請サイトにはわかりやすいマニュアルや操作説明動画もあるって。それにフリーダイヤルで、オペレータさんが丁寧に教えてくれるそうよ！



ご利用にあたっての主な要件

- ① 検索が必要な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- ② 車両にはETC2.0車載機の装着・登録が必要です。
⇒通行経路の確認に利用します。
- ③ 積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。

①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報(重量換算が可能な貨物の内容と量)でも可。

例:石油○リットル、単位重量及び長さが明らかな鋼材○本、型式が明らかな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの。)

